

再チャレンジプログラム 第2回（会社法 株式—条文に慣れよう！）

春田 尚純

第1 総論

- ・有効性 or 損害賠償請求（訴訟物から考える）
- ・それぞれをベースに会社法の建付けを理解

第2 設立

1. はじめに

発起設立とは

募集設立とは

【コメント】

まずは発起設立を理解する。ほんで募集設立との違いを抑える。

2. 設立の瑕疵と責任

828条は必ず2つあげる。出訴期間1項、原告適格2項

【訴訟要件】

- ①しゅっそ
- ②げんこくてきかく
- ③ひこくてきかく

【本案勝訴要件】

手続に重大な瑕疵

～書き方～

- ①手続き
- ②やってない
- ③重大

3. 手続（主に発起設立を中心に見ればよい）

※設立の条文構造

発起設立：26条～56条

募集設立：26条～37条, 39条, 47条～103条

① 発起設立・募集設立

26条～31条：定款の作成

32条～37条：出資

② 発起設立のみ（ただし39条：取締役・監査役の員数等）

38条～45条：設立時役員等の選任・解任

46条：設立時取締役等による調査

③ 発起設立・募集設立

47条～48条：設立時代表取締役（取締役会設置会社の場合）

49 条～51 条：株式会社の設立

52 条～56 条：発起人等の責任

④ 募集設立のみ

57 条～103 条：募集による設立

(①株式引受人の募集, ②創立総会, ③設立時取締役等の選任・解任, ④設立時取締役等による調査…)

(1) 定款の作成 (26 条 1 項)

- ア. 発起人全員の署名・記名押印
- イ. 定款記載事項の記載
- ウ. 公証人の認証
- エ. 備置き

(2) 株式の発行事項・引受けの決定

- ア. 発起設立の場合
- イ. 募集設立の場合

(3) 出資の履行

- ア. 発起設立の場合
- イ. 募集設立の場合
- ウ. 設立経過の調査

(4) 機関の決定

- ア. 発起設立の場合
- イ. 募集設立の場合

(5) 設立登記 (49 条)

第 3. 株式

1. 原則論

- ① 株主の権利
- ② 株主平等原則 (109 条)
- ③ 利益供与の禁止 (120 条)
- ④ 株式譲渡自由の原則 (127 条)
(例外) 株式買取請求権・譲渡制限
- ⑤ 授權資本制度 (37 条)
- ⑥ 株主有限責任の原則 (104 条)

例外 定款での特別の定め (譲渡制限・
取得請求権・取得条項)、種類株式

<諸原則>

- ① 株主の権利
 - (1) 自益権・共益権
 - (2) 単独・少数株主権
 - ② 株主平等原則
- 《定義》

《趣旨》

《内容》

《効果》

③ 利益供与の禁止

《趣旨》

《要件》

《効果》

④ 株式譲渡自由の原則

《定義》

《趣旨》

《譲渡の方法》

(1) 非株券発行会社の場合

(2) 株券発行会社の場合

ア. 趣旨

イ. 方法

(3) 株主名簿

[趣旨]

[効果]

(4) 名義書換

[趣旨]

[手続]

⑤ 授權資本制度

《定義》

《趣旨》

⑥ 株主有限責任の原則

《趣旨》

2. 例外論

2-1 株式買取請求権

<定義>

<趣旨>

<場合>

2-2 定款での特別の定め

<総論>

<各論>

2-3 種類株式

<趣旨>

<類型>

2-4 定款・契約・法律による譲渡制限

2－5 その他

(1) 担保化

(2) 特殊形態～準共有～

<意義>

<趣旨>

<内容>

(3) 投資単位の調整

ア. 株式の併合

イ. 株式の分割

ウ. 株式の無償割当て

エ. 単元株制度

3. 資金調達

3－1 募集株式

(1) 総説

(2) 募集株式発行の瑕疵

ア. 事前措置

イ. 事後措置

(3) 手続

① 募集事項の決定

ア. 決定機関

イ. 通知・公告

② 申込・割当・引受

ア. 申込

イ. 割当

ウ. 引受

③ 出資の履行

(4) 効果

3－2 新株予約権

(1) 発行

ア. 募集事項の決定

236条で総合的に決定（登記事項。911条3項12号）→238条で個別的に決定

イ. 割当

ウ. 払込

エ. 無償割当

(2) 譲渡

<原則>

<譲渡制限>

(3) 行使

ア. 手続

イ. 効果 (282 条)

ウ. 消滅 (287 条。期間経過→当然消滅)

※行使時には有利発行は問題とならない！

(4) 保護

・組織再編

・買取請求

(5) 瑕疵ある新株予約権の発行

ア. 発行差止請求

イ. 責任

以上